

平成 21 年度 定期監査実施計画

平成 21 年 3 月 30 日

監査委員会議決定

地方自治法第 199 条第 4 項に規定する財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理に関する定期監査を、下記のとおり実施する。

1 実施方針

平成 20 年度及び 21 年度に執行された財務事務を主に、基本的な監査として実施する。

監査の実施にあたっては、事務事業が法令や例規等に適合しているか、事業の目的の達成に向け事務執行は正確で効率的に行われているか、さらには経費に見合った効果があがっているかなどの観点を主眼に、庶務事務システムや財務会計システム等の適切な運用の観点にも留意し実施する。

2 定期監査の着眼点

監査は、次の視点から実施する。

- (1) 予算の執行は、適正に行われているか。
- (2) 現金及び物品の出納保管は、適正に行われているか。
- (3) 土地及び建物の保管は、適切に行われているか。

3 定期監査の方法

- (1) 庁内各課（行政委員会等事務局及び区議会事務局を含む。以下同じ）

監査は、提出された監査資料に基づく関係部課長の説明聴取、質疑応答、関係資料と諸帳簿、帳票等の照合や証拠書類の確認を行う。

- (2) 庁外施設

監査は、指定した施設に赴いて、提出された監査資料に基づく関係部課長及び施設長の説明聴取、質疑応答、関係資料と諸帳簿、帳票等の照合や証拠書類の確認を行う。また、施設の管理状況等の実査を行う。

4 定期監査の期間

期間は、平成 21 年 6 月から平成 22 年 5 月までの間とする。

5 定期監査の対象部局及び施設

監査の実施対象は、庁内の各課（行政委員会等事務局を含む）及び 庁外施設のうち抽出した施設（延べ 73 箇所）とする。

- (1) 杉並福祉事務所(3 所)、児童青少年センター、杉並保健所、保健センター(5 所)、衛生試験所、杉並土木事務所、杉並清掃事務所(2 所)、済美教育センター、中央図書館、科学館、郷土博物館（含む分館）

- (2) 区民（駅前）事務所(区民課区民係 4 所、同地域活動係 2 所)、男女平等推進センター、障害者通所施設(1 所)、公園緑地事務所（1 所）、環境情報館、社会教育センター、地域図書館(3 館)
- (3) 小学校(11 校)、中学校(6 校)、幼稚園(1 園)、保育園（8 園）、児童館（8 館）、区民会館(1 館)、ゆうゆう館（2 館）、公園管理事務所(1 所)、体育施設(2 所)、区外宿泊施設(1 所)

6 定期監査の対象範囲

平成 20 年度（一部平成 21 年度）杉並区一般会計、国民健康保険事業会計、老人保健医療会計、介護保険事業会計及び後期高齢者医療事業会計にかかる事務。
 なお、財産の管理状況は、監査日現在とする。

7 定期監査場所及び実施時期

部 局 名	場 所	実 施 時 期
政策経営部	監査委員事務局	6 月、7 月
区民生活部	監査委員事務局及び事業施設	9 月、10 月
保健福祉部	監査委員事務局及び事業施設	10 月、11 月、12 月
保育園、児童館	保育園、児童館	2 月
都市整備部	監査委員事務局及び事業施設	6 月、7 月
環境清掃部	監査委員事務局及び事業施設	6 月、7 月
教育委員会事務局	監査委員事務局及び事業施設	10 月、11 月、12 月
学校	小・中学校、幼稚園	1 月
会計管理室	監査委員事務局	6 月
選挙管理委員会事務局	監査委員事務局	7 月
監査委員事務局	監査委員事務局	7 月
区議会事務局	監査委員事務局	6 月

8 定期監査の通知並びに監査の結果に関する報告及び公表

区長等関係機関に対する監査の通知は、実施日のおおむね 1 か月前に行い、監査の結果に関する報告及び公表は、講評から一定期間の経過後に行う。

9 定期監査の重点事項

定期監査における指摘または注意事項は、契約事務手続が適正でない、職員のサービスの記録が不十分、現金や物品の保管が適切でない等の事例が多い。

そこで、平成 21 年度の監査においては、次の事項について重点的に監査を行う。

- (1) 契約事務（随意契約・履行確認）について
- (2) 職員の勤怠管理について
- (3) 前渡金の管理について